

議第1号

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年1月11日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

檀原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年檀原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会	大和八木駅周辺地区におけるまちづくり事業の推進についての調査審議に関する事務	15人以内
---------------------	--	-------

」

を

「

大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会	大和八木駅周辺地区におけるまちづくり事業の推進についての調査審議に関する事務	15人以内
檀原市新本庁舎建設検討委員会	新本庁舎建設事業の推進についての調査審議に関する事務	12人以内

」

に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檀原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会の委員	日額 20,000	〃
------------------------	-----------	---

」

を

「

大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会の委員	日額 20,000	〃
橿原市新本庁舎建設検討委員会の委員	日額 20,000	〃

」

に改める。

理由 執行機関の附属機関として、新たに橿原市新本庁舎建設検討委員会を設置するため、  
所要の改正を行うもの